

ONE TEAM 訪問看護ステーション鹿島田運営規程

（事業の目的）

第1条 （変更）この規程は、ONE TEAM 訪問看護ステーション鹿島田（以下「ステーション」という）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

ステーションは、『可能性は無限大 利用者が望む生活を在宅で生活できるよう支援する』を基本理念としています。

（運営の方針）

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の健康・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業の名称及び所在地）

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- （1） 名称：ONE TEAM 訪問看護ステーション鹿島田 （変更）
- （2） 所在地：神奈川県川崎市幸区下平間 84-3 今井ビル 1階

（職員の職種、人員数及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、人員数及び職務内容は次の通りとする。

- （1）管理者：看護師もしくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- （2）看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5名以上

訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 適当数配置

訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日まで

但し、国民の祝日、12月30日午後から1月3日を除く。

(2) 営業時間：午前8時45分から午後5時15分までとする。

2 24時間365日利用者やご家族などの緊急時の連絡に対応する体制をとる。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

但し医療保険適用となる場合を除く。

※介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下の通り

末期悪性腫瘍その他厚生大臣が定める疾病の利用者及び急性憎悪等による特別指示書を交付

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする

(1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 療養上の世話

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置
- ⑪ 介護予防
- ⑫ 精神訪問看護

- ⑬ ターミナルケア、グリーフケア
- ⑭ 家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(利用料その他の費用額)

第10条 ステーションは、基本料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1～3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は全額利用者の自己負担とする。

(別紙料金表参照)

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
- (2) 次に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費 実費 (別紙料金表参照)
- (3) 保険診療外の自費サービス (別紙料金表参照)
- (4) 自費契約による自費サービス

(通常の業務の実施する地域)

第11条 ステーションが通常行う地域は、川崎市幸区、中原区、川崎区、横浜市鶴見区、港北区とする。

(緊急時における対応方法)

第12条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(個人情報の管理の方法)

第13条 ステーションは、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護するために次のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施する。

- 1 個人情報は適正な取得に努める。
- 2 個人情報の安全管理体制を整備する。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には速やかに対処する。
- 3 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底し、また雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を遵守させる。従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 個人情報は利用者目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。利用目的を達成するためには正確・最新の内容を保持しなければならない。
- 5 個人情報を第三者に提供する際には、予め本人の同意を文書で得る。

ただし、他の事業者ではあるが、都道府県等外部監査機関など第三者に該当しないため同意を文書で得ないことがありうる。

6 個人情報の開示を求められた場合は、ステーションの情報提供の手続きに従って開示する。

(相談・苦情対応)

第14条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師などに周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)

第16条 事故発生の防止策

- 1 組織としての目標設定：安全管理体制を構築することが、訪問看護の質を保証することになる。そのためには組織としてのリスクマネジメントに取り組む。
- 2 訪問看護に関連した事項について具体的なマニュアルを作成し、提起的に見直しを行う。
- 3 安全管理のため、ステーション内・外での研修を定期的かつ計画的に行う。
 - (1) 新入職へのオリエンテーションで、安全管理に関する教育・研修を実施する。
 - (2) 外部の研修にできるだけ参加できるように支援する。
- 4 看護要員等の適切な配置や勤務体制を検討し、疲労の蓄積や経験不足による事故が発生しないよう労働条件を整え労務管理を行う。
- 5 看護職員などが業務遂行や技術に不安を感じた場合、多職員、管理者などに相談し支援を受けられるような職場の風土づくりをする。

事故発生時の対応方法

- 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故状況及び事故について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

4 事故や事例について情報収集し、検討する場をもち再発防止に努める。

(その他運営についての留意事項)

第17条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の質の向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用後2か月以内の初任研修

(2) 年2回の業務研修

2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に関する諸記録等は5年間、診療録は5年間保管とする)

(附 則)

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

ステーション名の変更は令和5年6月1日に施工する。

この変更規定は、令和5年6月1日から施行する。